

間島領土交渉をめぐる一考察

谷 川 雄一郎

はじめに

中国吉林省延辺朝鮮族自治州には現在約80万人の朝鮮民族が、中国少数民族の一つ「朝鮮族」として居住している。近代における朝鮮族の歴史と日本の関係についてみると、見過ごすことのできない事柄として、日本政府と清国政府の間で1909年に締結された「間島に関する日清協約」（以下「間島協約」）がある。1905年、第二次日韓協約により韓国の外交権を奪った日本は、それまで中韓間で交渉していた間島の領属問題に介入し、1907年8月、「間島問題未解決」「間島韓民保護」を名目に「統監府間島臨時派出所」（以下「派出所」）を設置した。清国側は日本のこの行動に反発し、以後およそ2年にわたって日本と交渉を行った。1909年9月4日締結された間島協約によって、間島の領土は清国に属することが取り決められるとともに、日本政府は満州における諸権益について清国側の譲歩を得た。つまり日本側は間島の「領土」と引き換えに「満州における諸権益」を獲得したのである。当初、日本政府にとって「未解決」の間島問題を「解決」させるには、同地が韓国に属するとする前提条件がなければならなかった。しかし、日清間の交渉の経過とともに、日本政府は領土については“放棄”し、それと引き換えに満州における諸権益を獲得しようとした。その一方で派出所は協約締結時にいたるまで一貫して間島を韓国領有とすべきであると主張し、強硬な態度をとりつづけた。つまり、日本政府と派出所との間では間島の領土帰属をめぐる

に“ずれ”が生ずることになったのである。

しかし、日本側のこの“ずれ”はまた、清国側を通してみると、ワンセットになっていたとも見受けられる。すなわち、日本政府にとって間島とは領土帰属よりも満州に勢力を扶殖するという点において重要であった。一方清国側は領土の帰属を確定することがすなわち問題の解決であると考えていたように思われる。したがって、派出所の積極的な行動によって清国側が「領土損失」に対する危機感を強め、「領土問題」であることを強く意識したとするならば、日本政府にとっては、清国に問題の焦点をそらさしめたという意味において、むしろ好都合であったとも考えられる。

このように、日本側の間島の領土に対する認識は表面的には必ずしも一枚岩ではなかったが、清国側を通してみると、逆に巧みな外交戦略であったようにも思われる。間島に関する従来の研究は、日清の政府間交渉について述べたものか、派出所の記録をまとめたものが多かった。本稿では、このような先行研究に加えて、政府と派出所間の相互関係について論じ、より立体的に間島問題をとらえ、協約締結にいたる過程を整理しようとするものである。

第1章 日本にとっての間島

1. 日本政府と派出所

日本にとって間島とはどのような意味を持つものであったのか。日本の間島進出の理由について森山茂徳氏は「ロシアに対する軍事的考慮及び間島の潜在的開発可能性」を挙げている⁽¹⁾。また李盛煥氏はこれに加え、「間島での朝鮮人の反日運動を除去する必要」があったという理由を掲げている⁽²⁾。この中の「潜在的開発可能性」とは満州市場と日本とを日本海を通して結ぶ、いわゆる「北鮮ルート」の開発、その中継地としての間島の重要性をいう。このような戦略的拠点という意味において間島は重要視されるようになった。

間島に勢力を扶殖するうえでは、日本としてはさしあたり間島が韓国に属すという前提に立たなければならなかった。しかしまた、日本は韓国領有の

明確な根拠をもたなかった。1906年11月、韓国議政府参政大臣朴齊純は「間島居住韓民保護策の対清交渉要請」を韓国統監伊藤博文に送った⁽³⁾。保護要請を受けた日本政府は1907年2月8日の閣議において間島に官憲を派遣することを正式に決定した⁽⁴⁾。

さて「未解決」の間島問題を韓国に有利なように解決させるためには、日本側にも歴史的にみて間島が韓国に属するとする根拠付けが必要となった。そのような状況の下で設立されたのが派出所だった。4月7日から29日にかけて、後に派出所所長となる陸軍中佐齋藤季治郎と、法学博士で後に派出所総務課長となる篠田治策は、密かに間島入りして現在調査を行い、その結果を「将来ニ関スル意見ノ提出」として韓国統監府に提出している。そこには間島の領土について次のようにある⁽⁵⁾。

(三) 在間島官憲ニ対スル件

(イ) 現下ノ状況ニ於テハ当分清国政府現在ノ施政ヲ論争セス成ルヘク懐柔ノ方針ヲ取りニ臨ミ変ニ応シテ我地ヲ進ムルノ方針ニ出ツルコト

(ロ) 間島ハ韓国ノ領土ナルコトヲ前提トシテ事ニ当ルコト

つまり、間島が韓国に属することを念頭におきつつも、清国政府との間にはこれを全面的に押し出さず、実質的な統治を行うことを目標におくものであった。つまり清国側には「未解決」を唱えながら、その間に統治の既成事実をつくりあげようとしたものである。かくして8月に開設された派出所は「間島韓民保護」という表向きの名目を掲げながら、領土については独自に実地調査・研究を進めるとともに、学校・病院を設立するなどして統治の実体を造り上げた。そして実地調査の結果から派出所は間島の韓国領有をよりいっそう強く主張するようになったのである。

2. 日本政府の間島政策

しかし、事態は日本の思惑通りには進展しなかった。清国政府は日本の策動に強く反発するとともに、9月「延吉辺務公署」を設立し、日清間の対立が明確になった。清国政府は「延吉は中国領土」として日本の「保護」を否

定し、日清間の対立はそのまま平行線をたどったまま解決しなかった。

このような状況の下、1908年1月15日の林権助駐清公使は「間島境界碑文中『土門』ニ関シ意見稟申ノ件」という電報を送っている。そこで林は領土について清国側の主張の確実な点を列挙し、「境界論ニ於テハ遺憾乍終ニ紅土水説⁽⁶⁾以上ニ成功スルニ由ナシ」とし、領土については放棄する旨を述べている。

この電報からは、派出所設置以来、清国政府との間で交渉の進展がほとんどみられず、逆に清国側の強い反発により、日本の勢力が事実上弱まることに対する林の危惧が見受けられる。さらにここで注目すべきは林が続けて以下のように記していることである。

「尚一応間島ノ所属ヲ争ヒ結局ハ已ムヲ得ス之ヲ譲ルノ覚悟ニテ其ノ代リ牽制的ニ之ヲ利用シテ間島地方ニ於ケル韓国ノ密接ナル関係ハ充分ニ之ヲ維持セサルヘカラサルノ理由アルコトヲ清国ニ感セシメ……国境貿易条約ノ締結ニ依リテ可成韓国側ノ地歩ヲ堅ムルコトヲ得策ナルヘシト思考ス」⁽⁷⁾

つまり、表面的には間島の領有を争うポーズを見せながら、それを「牽制的」に利用し、「国境貿易条約」を締結するなどして韓国側に有利なように問題の解決をはかろうというものである。以後の展開と合わせて考えると、ここには日本の間島政策の基本姿勢がよく現れている。間島の領土を取り引きの材料とすることが正式に決定されたのは後述の9月25日の閣議においてであるが、それよりも8ヶ月はやい1月の時点においてすでに間島政策の青写真は描かれていたことが分かる。

4月7日、外相林董は林権助に「間島問題解決案」という内訓を送った。そこには「韓国側ノ主張ハ其ノ根拠何分薄弱ニシテ結局豆満江ヲ以テ国境ト認ムルノ外ナシ」⁽⁸⁾とあり、領土については放棄する旨が伝えられるとともに、その交換条件として以下の条件が記されている。①日韓人の間島雑居権②日本領事館及び領事館分館か派出所の設置③韓国人への領事裁判権。また、できるならば④吉長鉄道の会寧延長⑤天宝山鉸山の採掘権及びその他日本人による事業の営業権の二つを加え、計五つの条件を承諾させる旨を伝えている。しかし、清国政府に対しては最初から交換というかたちで提示するので

はなく、「適當ノ時機ニ於テ初メテ前掲ノ諸条件ヲ提出スルコト」とする。つまり、これは1月15日の電報の内容を、より具体的なかたちにしたものであったといえる。

そして7月の第二次桂内閣成立と小村寿太郎の外相就任によって、間島問題は転換点を迎える。9月25日の閣議決定「満州に関する対清諸問題解決方針決定の件」において間島領属問題については「韓国ノ主義ハ其ノ根拠甚タ薄弱ニシテ……豆満江カ両国ノ国境ヲナスモノタルハ疑ヲ容ルルノ余地ナク……」と放棄する旨が正式に採用された。そしてその交換条件として次のような諸条件が掲げられた。①日韓人の間島雑居②日本の事館及び領事館分館の設置③日韓人の既得財産権・事業営業権④吉長鉄道の会寧延長、ただし④については清国側が納得する見込みがないので、適切な時機をみて交渉を開始する⁽⁹⁾。

この閣議決定の内容は、ほぼ4月7日の内訓の内容と一致するものであった。問題の焦点は現地在住の日本人・朝鮮人の処遇をどうするかにあり、領土の帰属についてはほとんど問題にはならなかった。

3. 派出所の間島政策

日本政府が間島の領土権について清国側に譲ることを決定したのに対し、派出所はあくまで韓国領有を強く主張している。その分岐点となっているのが、前に述べた1月の林の領土放棄の旨を伝える電報についてである。派出所は1月21日、「間島問題ニ関スル…駐清林公使ノ意見」を受け取っている。この「意見」は、その内容が一致すること、また時期的にみても先の電報と同一のものとみて間違いはないであろう。派出所は林の電報について「上記(省略)公使ノ意見ハ畢竟従前韓国政府ハ只抗争ノ念慮ニ急ニシテ主題ノ調査論拠ノ整然タラザルニ依リ清国ノ主張ニ圧倒セラレントスルニ基クモノナル」ものであるとして林に反論している⁽¹⁰⁾。

派出所の行った調査から導き出された主張のポイントについて述べると、それは以下のようなものであった⁽¹¹⁾。

1712年に清・朝間で立てられた「定界碑」とは清・韓両国を隔てる「国境石」である。碑には「西為鴨緑，東為土門」と記されているが、「土門」とは清国のいう「豆満」とは別の河川である。また「豆満」は両国を分割し「天然の境界」となるほどの大河ではない。

要するに、派出所は「定界碑」の存在を根拠にしたうえで「土門」と「豆満」とが異なる河であると主張しているのである。この主張は清・韓間で係争が発生した際に朝鮮農民が訴えた内容と一致するものであった。

その後、派出所は上述の認識にたったうえで、「定界碑」の位置、「土門」と「豆満」の関係について調査を進めた。1907年9月5日から10月2日にかけて行った現地調査によって派出所は「定界碑」が「鴨緑」と「土門」の分水嶺に存在すること、また「定界碑」より接続された石積みを経てたどり着くのは「土門」であり、それは「豆満」とは別の河川であることを確認し、「間島問題ノ前途ニ多大ノ希望ヲ希スルニ至レリ」という結論を導き出している。

現地の出先機関として朝鮮人の保護を掲げている以上、間島の領属を韓国に有利なように解決させることは当然といえは当然であったのだが、派出所は間島の韓国領有にことさら強い固執をみせている。この背景には派出所総務課長篠田治策の影響があろう。それでは、篠田の間島に対する考え方はいかなるものであったのか。篠田は派出所開設以来約2年間現地に滞在し、間島に関して多くの論文・著作を発表している。彼は間島問題を「一千数百万里の領土の得失の問題」と位置づけるなど、領土としての間島問題に強く固執している。また、「属国たる朝鮮が宗主国たる清国に対して一步も譲らず、堂々たる主張を以て数十年来抗争し来つた問題」と、韓国の立場を“擁護”しつつ、韓国が「保護国となりし日本の威力を以て有利に解決せんことを希望」したものであるとしている⁽¹²⁾。

つまり篠田の論理は、清国の韓国に対する「威圧的態度」を強調することによって日本の間島進出の正当性を説くというものであった。

4. 間島政策の戦略的意義

では、林の電報にあった間島の領属問題を「牽制的」に利用するという点に関して派出所はどのようにみていたのだろうか。派出所は篠田に代表されるように純粋に韓国領有の正当性を主張するのみであった。先の「意見」についても領属問題に関する派出所の見解を述べたのみで、領土を引き換えにすることにはまったく言及していない。しかし、派出所は日本政府の意図をまったく理解していなかったのだろうか。引き換えについて派出所がどのように考えていたのかを知る手掛かりはない。しかし、ひとつの可能性として、日本政府は、清国側が間島問題は領土帰属問題であると認識していたことを知ったが故に、引き換えを意識し、派出所にあるていどの強硬策を許容していたとは考えられないだろうか。日本政府としては問題が国際社会に広がることに対する懸念があり、派出所の強硬策を危ぶむ声はあった。しかし、立場上間島が韓国に属するものとしなければならない状況もあったのであり、派出所の撤退を真剣に考えていたとは思われない。

この点を考えるうえでのポイントとなる人物が中井善太郎（錦城）である。1864年山口県に生まれた中井は、1902年「朝鮮協会」を組織して幹事になるなど、日本の対外問題に深い関心を持ち、後に「京城日本人居留民長」となり、間島の重要性に注目するようになる。1905年末、居留民長を辞職し、間島の「探検」を行い、1908年には咸鏡北道書記官となっている⁽¹³⁾。中井が行った間島「探検」の経過については『朝鮮回顧録』に詳しく記されているので、ここでは同書から中井の間島領土認識についてみることにする⁽¹⁴⁾。

中井の間島への関心は、1905年の時点ですでに明らかにされている。同年末、中井は居留民長を辞職しているが、その理由の一つは間島「探検」を行うためであった。

1906年4月下旬、中井は釜山を出発して海路清津へ渡り、清津から鉄道で会寧に到着した。会寧から間島へ入った中井は、同地が「朝鮮内地に見られぬ程の肥沃」な大村落であることを知り、「地勢上どうも朝鮮の領土でないことが分った」と述べている。中井は間島に3日間滞在し、その結果、領属問

題については次のような結論を導き出している。

①朝鮮が間島を支配した歴史がない②無人の境となったのは清国の任意によるものである③『輿地勝覧』という朝鮮の地理書にも、400年前の朝鮮人が豆満江を界とすることをうたっていたとある。つまり「探検」は、間島韓国帰属の否定的な見方を確定づけるものとなったのである。

さて、中井は間島から帰った後、「報告書」を統監伊藤博文と韓国駐劄軍司令官長谷川好道に提出するとともに、後日伊藤を訪問し、間島について同地が韓国の領土でないことを述べたうえで次のように述べている。

「……領属問題を棄てるには及びませんよ、是は外交上の好資源です。日本は先ず此の領属問題を押通し、支那がこれを承知しなかったらば、吉林から咸鏡北道の一港湾に至るまでの、鉄道敷設権を取るのです」

この会談が具体的にいつのことであるのかは定かではないが、中井が「京城に帰て直に」報告書を書いたとしていることから、恐らく1906年5～6月のことであろう。間島への官憲派遣の閣議決定以前においてすでに「引き換え」の原形が確認されることは注目に値する。この会談時、伊藤は中井の報告に対し「それも一理だ云々」と答えたとされていることから、引き換えはこの時点から、外交戦略の一つの方法として考えられていたようである。

このように、間島の領土権を「楯」として清国側の譲歩を勝ち取ろうとしたことについてみた場合、日本政府と派出所はそれぞれ立場上見解を異にしながらも、構造的にはワンセットとなっていたと見ることはできないだろうか。では、このような構造は清国側にはどのように映っていたのであろうか。次章では清国側からみた間島問題について述べる。

注

- (1) 森山茂徳『近代日韓関係史研究』東京大学出版会 1987年。
- (2) 李盛煥『近代東アジアの政治力学』錦正社 1991年。
- (3) 外務省編『日本外交文書』40巻2冊 79頁。なお間島への官憲派遣については、朴の保護要請より半年早い1906年7月14日に韓国総監伊藤博文が陸軍大臣寺内正毅と協議した際に取り決められたものであることから、この保護要請が朴の自発的なものではなかったという指摘がある（李盛煥前掲書 55頁）。

- (4) 同上『外交文書』 84頁。
- (5) 『統監府臨時間島派出所紀要』(以下『紀要』と略称、『朝鮮統治史料』第一巻 42-43頁 所収)。
- (6) 豆満江の本流の水源が「紅土水」とであると主張していたのは韓国側である。林は清国側の主張である「紅丹水」と取り違えていたのかも知れない(季盛煥前掲書24頁参照)。
- (7) 前掲『外交文書』41巻1冊 418-420頁。
- (8) 同上書 437-438頁。
- (9) 『日本外交年表並文書』(上) 305-312頁。
- (10) 前掲『紀要』
- (11) 西重信・鶴島雪嶺「朝鮮人の間島入植と日本の朝鮮政策」(『関西大学部落問題研究室紀要』第4号 1978年 所収) 参照。
- (12) 「『間島協約』締結の由来と其改訂の機運」(『外交時報』656号 1931年)。
- (13) 『東亜先覚志士紀伝』下巻 337-338頁参照。
- (14) 糖業研究会出版部 1915年。なお同書については、季盛煥前掲書(54-55頁)においてすでに触れられているが、ここでは中井の領土認識についていま一度整理する意味で、使用することとする。

第2章 清国側からみた間島

1. 吳祿貞『延吉辺務報告』

清国側が間島問題を領土問題としてとらえる向きが強かった背景には、列強諸国による中国領土の分割、半植民地化があった。すなわちロシアの沿海州割譲などと同様、日本の間島進出も中国領土分割の危機であるとみていた。日本政府が間島の領土帰属については強い固執をみせなかったのに対し、清国側は交渉以前より間島は中国の領土であることを強く主張していた。このような態度は間島協約締結まで一貫したものであった。間島協約締結にいたる2年間において、清国国内において間島問題に対する著作、新聞記事などが発表された。代表的なものとしては吳祿貞『延吉辺務報告』宋教仁『間島問題』などがある⁽¹⁾。彼らの著作は清国政府の間島問題に対する考え方がよく表れており、清国政府の政策にも少なからぬ影響を与えている。

呉禄貞は、清国政府が1907年10月「延吉辺務督弁公署」を設置した際に、「幫弁」として現地に赴任し、強い姿勢で日本に臨んでいる⁽²⁾。1908年春、間島が領土であることを歴史的、地理的な側面から証明した『延吉辺務報告』を書きあげた。同書には当時の清国政府の間島に対する主張がよく表れており、その後正式に開始された政府間交渉の展開をみる場合においても、清国政府は同書で述べられている主張をしていることから、同書が与えた影響は大きいものであり、間島問題に関する数少ない中国側の文献史料として貴重なものといえよう。ここでは日本（派出所）が間島は韓国に属するとした根拠である「定界碑」と、そこに彫られている「土門」が「凶們とは異なる河川である」という主張についての反駁についてみてみることにする。

まず、「定界碑」について。「定界碑」とは1712年、清国と朝鮮政府の間で取り決められた「国境」を定めた石碑である。これについて呉禄貞は、第五章「吉韓界務之始末」で、1712年の「国境」取り決めの状況についてを八つにまとめている。その中で「定界碑」について要約すると、それは次のようなものであった。

「定界碑」とは「審視碑」のことであり、清・朝両国が「国境」を定めたものではない。碑を立てるのに立ち会った朝鮮側官吏二人は「接伴使」「観察使」であり、国境交渉の権限を持つ身分の者ではない。また碑を立てる際、ともに立ち会うことを上書した朝鮮人接伴使に対して清国側の代表、烏喇総管穆克登は、きっぱりと断っている。国境を劃定するのにこのような対応をし、独断で国境を決めるなどということがあろうか。また碑文にある「査辺」「審視」といったことばは穆克登が自ら作ったものであって、公けに発せられたものではなく、碑の高さもわずか二尺しかない⁽³⁾。

このように呉禄貞は「定界碑」が国境石でないことを主張したうえで、碑の建てられた位置についても言及している。その内容は以下のようなものである。

1712年穆克登が朝鮮接伴使に咨した文に「兩江発源の分水嶺に在る中立碑」とあり、それに対する朝鮮側の返事にも、「分水嶺上に碑を立て標となす」とある。そして「分水嶺とは小白山頂」であることから、碑は本来この場所に

置かれたものであった。しかし実際に碑が建てられている場所は大白山東南麓である。これは事実と矛盾するようであるが、「白山」とは「大小白山の統稱」であり、穆克登の「審視」により碑が「小白山」の「鴨緑」「図們」の分水嶺上に立てられたことは間違いないことである⁽⁴⁾。ではなぜ、碑は移動しているのか。

碑は山頂にあり、農業耕牧者にとって碍げないものであれば移すことはしない。また碑は極めて短小であり、通行に妨げがなければ、狩猟者は必ずしも移さない。査辺して立てたのは、ちょうど保存に耐え得る場所であり、我国の官吏が移すことはしない。さらに土地に不案内な中国人に対しても、もしみだりに「界碑」であることをいえば、敢えて移動させるようなことはしない。したがって、これは朝鮮人が盗墾するために、まえもって侵入するためのきっかけを画策したものであることは明らかである⁽⁵⁾。

ここから見て取れるのは、呉祿貞自身、実際において「定界碑」が「鴨緑」「図們」の分水嶺上に存在しなかったことを認めていたことである。そのような事実を踏まえたうえで日本の主張に反論するには、「定界碑」が「国境」を定めたものではないことを証明しなければならなかった。そこで、碑は朝鮮人が勝手に移動させたものであるとして、やや無理のある主張をせざるを得なかったのであろう。

次に、「土門」と「図們」の関係はどうであろうか。第六章「日韓謬説之糾正」は「図們」「土門」「豆満」が同一の河川であること、「図們」が中・朝の国境であったこと、及び図們的の北に間島という地は存在しないことをさまざまな角度から述べたものである。

呉祿貞がまず根拠としているのは、1712年の諭旨である。1711年、康熙帝は国境調査について内閣大学士に諭旨を下した。そこには次のように記されている。

「…鴨緑江は長白山より東南に流れ出で、西南に向て行き、鳳凰城と朝鮮国の義州の両間より流れて海に入る。鴨緑江の西北は朝鮮地方に係り、江の東北は中国地方に係る。亦江を以て界と為す。此処俱に已に明白なり、但だ鴨緑江図們江二江の間の地方は之を知る事明らかならず…」⁽⁶⁾。

呉禄貞はこの論旨を引用し、「土門江西南は朝鮮地方に係り、河北は中国地方に係る」とあり、「江を以て界と為す」としていることから、定界碑が立てられる以前においてすでに図們江が「吉韓界水」であったとしている⁽⁷⁾。このことを踏まえたうえで呉禄貞は「図們」「土門」「豆満」には他に「駝門」「統門」「土門」といった表記が中国側の文献に記されており、これらの発音はすべて「図們」と通じるものであることから「図們」は一つの河川であるとしている⁽⁸⁾。また「図們」とは女真話で「多くの川が集まる」と言う意味であり、これは実際「図們」が多くの支流を集めて東に流れている状況と合致するものである。またその支流には「土門」と呼ばれる川はない。日本は「土門」の語源を、その源流が「土岸が門の如く」あることとしているが、それは河川の名ではなく地名であり、「図們」とはまったく関係がないと主張している⁽⁹⁾。

このように「図們」「土門」が同一の河川であることを指摘したうえで、呉禄貞は中国・朝鮮・日本の文献史料を引用しつつ、「図們」が中・朝の国境であったことを述べているのである。

さらに、日本の文献の記載が曖昧である点についても指摘している。呉禄貞は「証之日人所制地図」で、日露戦争以前において日本で作られた地図はみな「図們」を「吉韓界水」としていることを具体的に地図の名称を挙げながら指摘している⁽¹⁰⁾。日本にとって間島の重要性が指摘されるようになったのは日露戦争以後においてであった。つまり、日本の間島政策の出発点の一つは、前に述べたように対ロシア復讐戦に備えるという軍事的重要性にあったのであり、それは清・朝間でなされてきたような純粋な意味での領土係争というものではなかった。呉禄貞はこれら日本側で制作された地図を通じて、日本の間島介入が大陸侵略に根ざしたものであることを指摘したのである。ちなみに派出所は、清国側が引用しているこれらの地図は「坊間流布ノ杜撰ナル図誌」としているが、いかにも苦しい反論であった⁽¹¹⁾。

呉禄貞の主張の重点は中国側の歴史史料に基づいて、中国側が一貫して間島における統治の実体を保有していたとするものであった。これは日本が間島の韓国領有の根拠を定界碑の位置など、現状に照らして考えていたのとは

対照的なものであった。

2. 宋教仁『間島問題』

清国側の間島に対する主張をみると、呉禄貞の他にも取り上げられるべき人物として宋教仁がいる。後に述べる間島をめぐる日清政府間交渉において、宋教仁もまた清国政府に少なからぬ影響を与えたと思われる。宋教仁は1908年に『間島問題』を発表し、日本の間島進出を満州侵略の第一歩としてとらえ、警鐘を鳴らしている。宋教仁が同書を書くようになるようになったきっかけについては松本英紀氏「宋教仁と『間島』問題」に詳しい⁽¹²⁾。それによると、宋教仁は当初満州の馬賊を利用して革命工作を実践しようと計画していた。1907年3月23日、宋教仁は渡満のため日本を出発、4月1日安東に到着。5月に奉天に赴き「同盟会遼東支部」を組織し、蜂起を試みたが官憲に察知され奉天から逃れた。その後、夾皮溝で馬賊の頭目韓登攀と接触した宋は、日本が間島侵略を画策している事実を知る。そこで彼は同地の日本人大陸浪人が組織する「長白山会」に偽名を用いて潜入、その実態を把握したうえで日本に戻り、翌年春『間島問題』を書き上げ、8月に出版した。

同書の主張もまた呉禄貞同様、「土門」「凶們」は一江であるという認識にたつものであった。しかし、呉禄貞と大きく異なるのは、「国際法」という概念をからめて論じているという点である。すなわち、宋教仁はまず「国家の版図取得には、二種類の方法が必要である」として、「本来取得」と「伝来取得」の二者を取り上げている。「本来取得」とは一国家の一方的行為による領土取得であり、具体的な例として、増殖、時効、先占を挙げている。「伝来取得」とは国家間が双方の同意のもとにおける領土の取得あるいは喪失であり、具体的には交換、贈与、売買、割譲、合併があるとしている。

次に国家の境界画定に関し山川、湖海、砂漠などを境界とする「天然的境界」と、二つの国家が合意の方に条約を締結して境界を確定する「人為的境界」の二種類を挙げ、これらは「国際法上国家の領土立権を確定する必要形式」であるとして、国家間に領土をめぐる争いが生じたときは、こうした国

際法に準じて解決しなければならないと主張している⁽¹³⁾。このような観点にたったうえで、宋は「間島領土主権の歴史」についてさまざまな史料を用いて述べ、次のような結論を出している。

「間島の領土主権は唐中葉より明末に至るまでは、ツングース人の伝来取得に属するものであり、明末より間島問題の起こるまでは、ツングース人である清国の伝来取得に属するものである。朝鮮国とはまったく関係ないばかりでなく、朝鮮民族ともまたまったく関係ないものである」⁽¹⁴⁾つまり、同地はツングース人が歴来征服、割拠していたものであり、それは国際法上の「伝来取得」に相当すると主張したのである。

次に境界を劃定するうえでの「自然的地勢」について、宋教仁は南満・北韓の間には山川が入り組んでいるものの、地勢はやはり、白頭山、鴨緑・豆満によって東西に貫かれており、この「一山二水」が「満洲平原」と「朝鮮半島」の境界となって「満洲人種」と「朝鮮人種」を分けているとしている。つまり、白頭山、鴨緑・豆満が、国際法でいうところの「天然の境界」を形成したというものである⁽¹⁵⁾。

さらに「人為的境界」についても言及している。ある国同士が双方の合意のもとに条約を締結して領土を確定するという点について、宋は、東洋諸国は国際法が未発達であり、清・朝間における交渉も完全な境界条約ではなかったとしている。しかし、朝鮮側の文献によると、1712年の定界碑建立について、清国側は、定界碑から図們江上流の水源まで、水の流れている形跡がみられないことについて朝鮮側に問い合わせたところ、朝鮮側は、土盛り、木柵、石積みを施すと返答している。このことは、豆満江が「天然の境界」であることに加えて、上流については、純然たる「境界条約」ではないにしても、両国が合意のもとに「人為的境界」を画定したものであるとしている⁽¹⁶⁾。

では、宋教仁は間島問題の解決策をどのように考えていたのか。第七章「間島問題の解決」によると、国際紛争が発生した場合における平和的解決法には「居中調停」「国際審査」「仲裁裁判」の三つがあり、中でも「国際審査」と「仲裁裁判」は境界問題が発生した場合に適切であるとしている。宋教仁はまず両国間で交渉を行い、合意に達しない場合は、「国際審査」において

審議し、それでもなお解決しない場合には「仲裁裁判」に委ねて勝利を勝ち取るというように、三段階に分けて問題の解決方法を論じている⁽¹⁷⁾。この「国際審査」について宋教仁は次のように述べている。

「間島問題とは、内実は日本人が北満を侵略する野心から起こったものであるが、表面的な係争としては、日本は不明の地域といい、清国は自国の領土だという。そもそもこれは単純な境外問題であるから、いわゆる事実上の意見の相違については、国際審査の手段を適用するものである。この提議を以てすれば、日本人はきっぱりと拒否して応じないということとはできない。応じれば、間島が中国の領土である証拠は確実である。したがってこの委員会の審査する報告が、最終的に消滅することがないことはいうまでもない」⁽¹⁸⁾そして日本がなおも抗弁するならば、再び厳格な談判を以て継続すれば、日本人は間島派出所を撤回する以外に、他にとるべき策はなくなるとしている。つまり、「国際審査」を経ることにより問題は解決されるであろうとして、この方法につよい自信をのぞかせている。事実、日本政府が間島に武力行使することをためらった背景に、問題が国際社会の目にさらされることに対する懸念があったのである。宋教仁は、日本が満州進出をはかる場合、つねに欧米の目を気にしなければならないという状況があることを深く理解していたのであろう。

以上『延吉辺務報告』及び『間島問題』から、中国側の間島問題に対する主張について論じた。呉禄貞は歴史文献を頼りに、「土門」「図們」が一江であることを主張するとともに、「定界碑」の存在については、朝鮮人が勝手に移動させたものであるとした。また日露戦争以前に描かれた日本の地図では、豆満江が清国と朝鮮を隔てている河となっている点を述べて、日本の間島領土認識の曖昧さを指摘している。

また、宋教仁は間島問題を「国際法」の観点から論じ、中国側の間島領有の正当性を説いた。このように、呉・宋両者の主張は日本の間島侵略に対抗するための根拠を与えた点においては共通の認識をもつものであったが、その問題のとらえ方には異なるものがあったのである。共通点としては両者は間島問題を「領土問題」と位置づけていたことであろう。ことに呉禄貞の日

本に対する反論の中心は、派出所の論点そのものに対するものであった。つまり日本政府が画策していたような引き換えとしての認識は希薄であったことが見受けられる。

これらの主張は、日清政府間の交渉においてどのような影響を与えたのであろうか。また交渉期間中、間島在住朝鮮人の処遇が大きく取りあげられるようになったのだが、それについて、呉禄貞や宋教仁はどのような解決策を考えていたのだろうか。次章では、それらの点からみた日清政府間交渉についてみることにする。

注

- (1) ほかに匡熙民『延吉庁領土問題之解決』（1909年）などがあるが、筆者は清国政府の対日交渉に与えた影響が最も大きかった人物は呉禄貞・宋教仁の両者と認識し、彼らに焦点をあてて論じることとするので、ここでは敢えて取り上げない。
- (2) 何東・楊先材・王順生主編『中国革命史人物詞典』北京出版社 1991年 327-328頁及び『呉禄貞集』華中師範大学出版社 1989年 338-339頁参照。
- (3) 呉禄貞『延吉辺務報告』（長白叢書 吉林文史出版社 1986年）71-72頁。
- (4) 同上書 72頁。
- (5) 同上書 同頁。
- (6) 『内藤湖南全集』第六巻 523頁。
- (7) 前掲『延吉辺務報告』111頁。
- (8) 同上書 110頁。
- (9) 同上書 112頁。
- (10) 同上書 114頁。例えば日露戦争以前において作成された地図、宇田川幸重『朝鮮細図』（明治15年、亀井忠一『最新満韓地図』（明治37年）阪本嘉司馬『紀念大地図』（明治38年）などは「豆満江」を「吉韓界水」であるとしている。
- (11) 前掲『紀要』82頁。
- (12) 立命館大学『三田村博士古希記念東洋史論叢』1980年 所収。
- (13) 宋教仁『間島問題』（『宋教仁集』下冊 中華書局 1981年 所収）74頁。
- (14) 同上書 80頁。
- (15) 同上書 81-82頁。
- (16) 同上書 82-84頁。
- (17) 同上書 133-134頁。
- (18) 同上書 134頁。

第三章 日清政府間交渉と間島協約

1. 日清政府間交渉と『ハーグ仲裁裁判』への提訴案

清国側との正式な政府間交渉は1908年12月28日に始まったが、日清両国政府は双方ともに主張を曲げず、交渉は暗礁に乗りあげた。進展のみられない状況の下、清国政府は3月22日、日本政府に対して「満州懸案ニ関スル覚書」(以下「満州懸案覚書」)「間島境界論覚書」(以下「境界論覚書」)を手交した⁽¹⁾。「満州懸案覚書」は清国政府の、間島問題を含めた満州における懸案事項についての見解を記したものである。清国政府は同覚書で次のように述べている。

「(満州懸案について：筆者) 若シ尚相争ハハ遂ニ結了ノ期ナキ故是等総テノ問題ヲ海牙仲裁々判ニ附スルコトヲ請フノ外ナケレハ日本政府之ヲ望ムヤ否ヤ承知シタシ」⁽²⁾

つまり、もし一連の問題が解決しない場合には、これらを「ハーグ仲裁々判」に委ねることによって解決をはかろうと日本に提案したのである。

清国政府が提訴を持ち出した背景には何があったのか。筆者はそこに宋教仁の影響をみる。1908年11月、西太后・光緒帝が相次いで死去した後、政権を掌握した醇親王は、外交処理能力を欠き、間島問題の処理にも一貫した政策をとりえないものであったという⁽³⁾。これに加えて、宋教仁『間島問題』が清国政府内で好評を得たとされていることを考慮すると⁽⁴⁾、提訴案の背景には清国政府が『間島問題』の内容を盲目的に受け入れたことがあると思われる。前章で述べたように宋教仁は『間島問題』で問題の解決を「仲裁裁判」に委託することを掲げているのである。

同提案に対する日本政府の対応について、前掲李盛煥氏は加藤高明駐英大使が『タイムズ』外交部主任チロルと会談し、満州問題は仲裁裁判に附託すべき問題ではないとする日本の見解を述べたことを挙げ、「満州問題への列国の介入は日清戦争後の三国干渉を連想させる外交的危機」であったと指摘している⁽⁵⁾。日本政府が満州進出にあたって欧米の目を気にしなければならな

かった点を考慮すると、ハーグへの提訴案は、清国政府の政策に一貫性がなかった所産であるとはいえ、日本の対アジア政策の本質を見抜いたものではあったといえる。

また、「満州懸案覚書」と同時に提出された「境界論覚書」には、女真族が間島を支配していた事実を挙げて間島の領土権を主張しているくだりがあるが、そこには次のようにある。

「国朝瓦爾喀等の部（女真族の部落：筆者）、今の琿春以東及び烏蘇里河流域の地質は、皆独立の部落であり、国朝が兵を用いて征服したのは、実に甲国が強制して乙国を合併する例に合致する。すなわち図們江北のすべてが我国の版図に入るのは、何の疑いがあるというのか云々」⁽⁶⁾。

先にも述べたように宋教仁は歴史上の「合併」を国際法でいうところの領土取得の方法の一つに掲げており、ツングース族の割拠していた事実を根拠にして間島の領土権を主張している。したがって、この点もまた宋教仁の影響を受けたものと思われる。

「境界論覚書」は上述の点を合わせて計13条からなる。その主な点は「定界碑」は国境を定めたものではない、「土門」と「図們」は同一の河川であるといったものであり、それは吳祿貞が『延吉辺務条約』で論じたものと一致するものであった。「境界論覚書」は冒頭で次のように記している。

「延吉の地方が中国領土である証拠は確實であり、中韓の国界はもとより極めて明らかである。貴国政府は強いて根拠のないことばをあやつり、再三にわたって反駁しあい、実に時間の空費することを憂慮するものである。したがって貴国の主張するところの理由が成立し難いことをここに展開する各節においてそれぞれ申し述べる」⁽⁷⁾

つまり、清国としてはこの「覚書」によって領土問題としての間島問題に最終的な決着をつけたいという意向を示したのであった。ここで注意すべきは、清国政府が「貴国政府は云々」と、日本政府があたかも間島の領土について固執しているかのように述べていることである。同覚書が手交されたのは1909年3月であり、日本政府としては間島の領土についてとっくに放棄する旨を決定している。にもかかわらず、清国政府がこのようなかたちで日本

政府に述べているのは、現地での派出所の策動がすなわち日本政府の間島政策として映っていたからではないだろうか。

2. 間島協約の締結

清国政府は結局、世界各国の支持を得られぬまま「仲裁裁判」への提訴案を撤回した。その後、日清交渉は遅々として進展しなかったが、日本政府が清国政府に「安奉線」改築問題に関して最後通牒を発したことが、問題を一挙に解決させる“起爆剤”となった。安東と奉天を結ぶ「安奉線」は、日露戦争当時すでに軽便鉄道が敷設されており、その軌道拡幅を計画していたが、実現をみない状態におかれていた。そこで日本政府は8月6日、清国政府に対して最後通牒を発し、清国政府に迫った。その後、日本政府は、間島の「雑居地」在住朝鮮人の領事裁判権については清国側の主張を認め、譲歩の姿勢を示すとともに間島の領土権についても清国側の主張を認めた。このように、満州の権益と間島の領土権は引き換えたかたちとなって9月4日、「間島に関する日清協約」は締結されたのである。

では、間島協約はその後の日中関係にどのような影響を与えたのであろうか。協約の内容をごく簡単に列挙すると、それは以下のようなものであった。①間島領土の清国帰属、②日本領事館及び領事館分館の設置、③間島「墾地」における朝鮮人の居住権、④間島「雑居地区域内墾地」に居住する朝鮮人の清国法権への服従、⑤「雑居地区域内」における朝鮮人の土地・家屋の保護、⑥「吉長線」の会寧延長。

このうち①②は間島の領土を清国の帰属とすることについて、③から⑤は間島在住朝鮮人の処遇について、⑥は満州権益についてとなっている。まず、朝鮮人に関するものについてみてみよう。間島協約中における朝鮮人の処遇は条文をみる限りにおいては、日本側が大きく譲歩したかたちとなっている。しかし、条文の解釈によれば、清国政府が朝鮮人に対して主権を行使できるのは「雑居地区域内」の朝鮮人となり、対外開放地である「商埠地」においては清国政府の主権が及ばないということになる。この点について安藤彦太

郎氏は次のように述べている。「…清国の法権に服従するのは『墾地居住』者にかぎったのであるから、竜井村・局子街（いまの延吉）などの商埠地居住の韓民にたいしては、日本が領事裁判権を有する、という解釈が成りたつ。（中略）この点で日本は有力な抜け穴を確保したわけであって、この解釈には当然清国側は反発した」⁽⁸⁾。

もっとも、前掲李盛煥氏は、1915年の「南満東蒙条約」の解釈をめぐる日中間の対立まで間島においては間島協約が適用されていたことを挙げ、日中間において「大きな懸案にはならなかった」⁽⁹⁾としているが、ここで注意すべきは、朝鮮人の存在が日清双方において政治的主体としてみられなかったことであろう。すなわち、日本側は「商埠地」在住朝鮮人に対しては清国の法権が及ばないという解釈をとることによって、朝鮮人を支配下につなぎとめることに一定の接点を保とうとした。一方、清国側は日本の朝鮮人「保護」を否定しながらも、間島在住朝鮮人は一律中国籍を持つ者であるとし、中国籍を取らない者は土地の所有を認めないとした。もちろん中国側には日本の朝鮮侵略という認識があり、朝鮮人に対して同情的な側面もあった。しかし間島協約締結当時においては、韓国を一独立国としたうえで連帯するにはいたらなかったのである。

この背景には当時の中国において「国民国家」の形成がより大きな課題としてあったことがある。具体的には「国籍法」の制定があげられよう。「国籍」について、呉禄貞は、前掲書第七章「日人経営延吉之原因」で、日本人が延吉を侵略するようになった原因について論じ、その中の「法律上之原因」として、日清戦争を通じて朝鮮が清国の羈絆を脱し、また日韓保護条約によって同国が日本の保護国になってもなお清国は韓国に対して「優容寛縦」な政策をとり続け、そこには「法律の制御がまったくなく、「剃髮易服」という同化政策は、韓民の多くが制度に従わなかったこと、つまり「国籍法」を設けなかったことが、日本人に侵略の口実を与えてしまったとしている⁽¹⁰⁾。また1909年4月、清国政府に上呈した「吳協統意見書」には、この点について更に明確に述べられている。

同意見書において呉禄貞は、日本との交渉にあたって清国政府がとるべき

当面の措置を以下のように列挙している⁽¹¹⁾。

①「延吉を開放する必要はない」②「韓民が継続して越境することを禁止する」③「以後韓民の土地の所有、田の購入を禁止する」④「およそ土地を所有する韓国人は、一律帰化人とする。昔の国籍は、ただちに消滅することを表明し、一切皆華人と同じものとする」⑤「およそ土地をすでに所有した韓人は、旧例に倣って剃髪易服し、中国地方官の管理に帰する。願わない者がいれば、すでに与えた田地をただちに回収する」⑥「およそ越墾した地方に自ら出資し土地を購入した韓人は、すでに我が国人と団体であり、税金を納付し、また一律我が国の法律に服従する。日本人が領事裁判権の名で、関与することはできない。(清国側：筆者)地方官は、これらの韓民に対して不公平な事があった場合には、(韓民は：筆者)付近の日本領事に訴え、再び書簡で地方官に連絡することを許す。ただし裁判立ち会いの要求は認めない」⑦「延吉はもはや開放することはできない。商売で寄留する韓国人民は、付近の日本領事によって保護する。通商口岸を例にあげると他に官吏を設けることはできない。ただ中国課税義務を負う韓民は、第六条において弁理する」

日本が朝鮮人を利用して間島を侵略しており、清国においては「国籍法」が整備されていない現状に照らして考えた場合、当面の措置としては朝鮮人の越境を禁止し、現地に居住する朝鮮人に関しては「剃髪易服」を以て「中国国籍」を持つものとするのが最善の策と考えていたのである。

また、宋教仁も「国籍」について次のように述べている。

「日韓保護関係が成立してから、韓人で中国にいる者は、日本人とともに日本領事の裁判権に帰している。間島には韓民が多いといえども、その大半はすでに中国国籍に編入し、中国統治の下に属しており、他国が保護する必要はないが、その他の者は日本人とともに駐紮吉林領事の管轄を受けべきで、特別保護制度を設置する理由はない」⁽¹²⁾

ここでいう「その他の者」が具体的にどのような人間を指しているのか定かではないが、「その大半はすでに中国国籍に編入」の「大半」とは、数的にみて恐らく農民であろうと思われ、朝鮮人を農村に居住する者と商埠地に居住する者と分けて考えていたものと推測される。いずれにしても「中国国籍」

を持たない者は日本人と同様に「吉林領事の管轄を受ける」としている。

この両者の主張から見てとれるのは、中国国籍を持つ者と持たない者とを明確に区分することであり、それによって日本の侵略を防止しようとするものであった。

ここでは間島問題の根源、すなわち、日本が一独立国家としての韓国の主権を侵害していることが、間島侵入と密接に関係しているという認識はみられない。換言するならば、日本が韓国を保護国としたことは、当時の中国にとっては自国の「領土瓜分の危機」の鑑としての侵略という意味合いが強く、そうした危機から脱出するためには「国民国家」をいかに確立していくかが最重要課題だったのである⁽¹³⁾。宋教仁が「すでに中国国籍に編入」と述べたことは、呉禄貞が「国籍法」の不備を指摘していることからすると、いささか早計であると思われるが、「国籍法」の制定、適用はまさにそうした「国家意識」を確立させていくうえで、革命派中国人の希求するところだったのであり、宋教仁は恐らくそうした思想を世論に浸透させる目的を以て敢えて「中国国籍に編入」と述べたものと思われる。

次に「満州権益」について。間島協約中における「吉長線」の会寧延長についてみると、それはいわゆる「北鮮ルート」の一部として「研究」されることになり⁽¹⁴⁾、同ルートはやがて「満州国」成立後、日本が満州に勢力を扶植することに利用されることになる。

宋教仁は満州のもつ戦略的重要性にはやくから着目しており、『間島問題』において日本の間島侵略の意図を明確に述べている。彼は日本人が間島侵略を狙う意図を、交通・産業・植民・軍事の四つに分けて論じている⁽¹⁵⁾。産業と交通については、日本人による間島の産業開発、及び満州市場と日本とを結ぶルートの拠点としての間島について述べたものであり、また軍事については満州の地からロシア勢力を牽制する上で間島はとりわけ重要であることを説いたものである。これらはいずれも当時の日本人の間島についての論調を参考にし、清朝政府または中国世論にたいする警鐘として書かれたものであろう。ただ「植民」については、当時の日本の論調に具体的に述べられたものはみられない。彼は「植民上の目的」として次のように述べている。

「いわゆる殖民上の目的とは何か？間島は七万平方里の面積であるが、人口は十万に及ばない。中国関内は毎平方里あたり四十人が居住できることを標準とすれば、なお人口四百万を容れることが可能である。日本は毎平方里あたり五十人が居住できることを例にあげるなら、(間島には：筆者)なお人口五百万を容れることが可能である。且つ風土は乾燥し、気候は温和であり、居住するのに適し、殖民の良地である。間島を日本に帰属させれば、必ずや海外の一大集合地となり、移民事業をつとめて行い、日本の北側と間島間の海陸交通を利用して交通の便とし、北満と東韓の諸生産物の開発を利用して生活費を解決し、三岡(間島のことか：筆者)各地の荒地の開発を待つことと、労働力の需要増加に利用して永久に占拠することを強固にする事業とするのである。且つ間島のみならず、北満州は天然資源が豊富で、人口密度もまた低い。間島と吉林間の交通を一旦発達させれば、大和民族が膨張する範囲となる。また更に進んで松花江流域に及ぶであろうことは、また必然的趨勢である。十年の間に、東亜大陸の一隅に新たな日本が出現するかもしれないのである。」⁽¹⁶⁾つまり人口密度の希薄な満州に、間島と満州を結ぶ鉄道を利用した日本人が、大規模な移民事業を展開するであろうことを述べているのである。1907年における吉林省在留邦人の数は、わずか267人であり⁽¹⁷⁾、中国人朝鮮人に比べて極端に少ないものであった。しかし、宋教仁のいう「新たな日本の出現」とはのちに「満洲国」の成立となって具体化されるのであり、それと並行して推進された移民事業は、宋教仁のいうように日本海ルートをも通じて行われたのであって⁽¹⁸⁾、宋教仁の主張はまさに日本の政策の将来を予見したものであったといえよう。

注

- (1) 「覚書」とは前掲『外交文書』による表現。原文は「満州懸案覚書」は「外部議曹汝霖與伊集院議延吉韓民裁判事語録」附「外部致伊集院關於東省中日交渉案節略」、また「境界論覚書」は「外部覆伊集院中韓境界証拠確鑿逐節申弁節(『清宣統外交史料』卷二 3504-3518頁 王彦威・王亮編『清季外交史料』文海出版社)。
- (2) 前掲『外交文書』第42卷1冊 244頁。
- (3) 森山氏前掲書 241頁参照。

- (4) 松本氏前掲論文参照。
- (5) 李盛煥前掲書 84頁。
- (6) 前掲『清季外交史料』 3514頁。
- (7) 同上書 3504頁。
- (8) 「吉林省延辺朝鮮族自治州—旧間島の歴史と現実—」(『中国研究月報』 193号 1964年)。
- (9) いわゆる「間島協約体制」。李盛煥前掲書 122頁。
- (10) 前掲『延吉辺務報告』 148-149頁。
- (11) 前掲『吳祿貞集』 253-256頁。
- (12) 前掲『間島問題』 135頁。
- (13) このような思想を形成した背景には、吳が日本で学んだ「軍国民教育主義」の影響があると思われる。中村義「軍関係留学生と日本」(『しにか』 1993年11月 25頁 所収) 参照。
- (14) 西重信「間島協約と『北朝鮮ルート論』」(『季刊三千里』 47号 1986年所収)
- (15) 前掲『間島問題』 127頁。
- (16) 同上書 129頁。
- (17) 統監府臨時間島派出所残務整理所 『間島産業調査書』第三編「商業調査書」193頁。
- (18) 衣保中「試論日本的環日本海戦略及其対“東満”経済区的経営」(前掲『東疆域研究論集』吉林文史出版社 1992年 所収) 参照。

おわりに

吳祿貞・宋教仁の著作は、間島は韓国に属すべきとする日本の主張を挫折せしめることに十分な歴史的・地理的根拠を提示するものであった。また、清国政府の「ハーグ仲裁裁判」提訴案は、問題を国際社会に訴えることによって解決せしめようとした宋教仁の主張に沿うものであったことからすると、宋教仁が清国政府に与えた影響は大きいものであったと思われる。そして日本人が朝鮮人を利用して間島侵略を行っているという事実に着目し、間島に居住する朝鮮人を「中国籍」とすることによって問題解決をはかろうとした。つまり「中国籍」を持つ者と持たざる者とを区分するというものであったが、それは一主権国家としての韓国の存在に言及するものではなかった。この背景には中国の「領土瓜分の危機」という認識の下、「国民国家」の確立が当時

の中国人にとっての最重要課題であったことが挙げられる。そのような状況の下、派出所は間島の帰属は韓国にありとして、強硬な主張をした。このことは、清国側にますます日本の中国領土侵略という意識をつのらせ、領土問題の解決がすなわち間島問題の解決であるととらえるようになった。その一方で日本政府は間島の領土よりもむしろ満州における権益を確保することを目標とし、清国政府と交渉した。間島協約の締結は、領土が清国の帰属となった点においては、日本が“譲歩”したかたちとなった。しかし日本は間島在住朝鮮人に対する権力の行使を完全に喪失したわけではなく、また「満州権益」はやがて日本の大陸侵略へ利用されていった。

このようにみると、間島協約とは清国側の目が「領土」へ向いているときに、清国政府の目をかすめるかたちで「朝鮮人に対する支配」「満州における権益」を日本側が確保して締結したという点において、単なる「引き替え」とみるよりは、むしろ戦略的要素の強いものだったといえる。その後、日本は中国大陸への侵略を強めていくが、1910年の「日韓併合」によって祖国を喪失した朝鮮人は、対外的には「大日本帝国臣民」とされ、日本の大陸侵略に利用されることとなった。そうした意味において間島協約は、近現代における日中関係史の中の一つの重要な要素である朝鮮人の存在を考えるうえでの出発点ともいえるのではないだろうか。